

# 公益財団法人岡山県スポーツ協会事務処理規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岡山県スポーツ協会（以下「本会」という。）の事務処理に必要な事項を定め、円滑な事務処理の実施を図ることを目的とする。

## 第2章 事務組織

### (組織)

第2条 事務局を岡山県総合グラウンド体育館内に置く。

2 玉野スポーツセンター（以下「センター」という。）に管理運営のための事務所を置く。

### (業務)

第3条 事務局は、次の業務を処理する。

- (1) 定款、その他諸規程に関する事。
- (2) 諸会議に関する事。
- (3) 予算の編成及び執行並びに決算に関する事。
- (4) 会有財産の保全、管理及び運用に関する事。
- (5) 文書の受発、保管及び会印、職印の管理に関する事。
- (6) 資料の収集に関する事。
- (7) 公益財団法人岡山県スポーツ協会定款第4条第1項第1号から第8号の事業に関する事。
- (8) その他本会の目的達成に必要な業務。

2 センター事務所は、次の業務を処理する。

- (1) センターの予算編成及び執行並びに決算に関する事。
- (2) 文書の受発、保管及び所印、職印の管理に関する事。
- (3) 公益財団法人岡山県スポーツ協会定款第4条第1項第9号及び第5条第1項第1号の事業に関する事。
- (4) その他センターの目的達成に必要な業務。

### (職員)

第4条 事務局に次の職員を置き、会長が任免する。

- (1) 事務局長
- (2) その他の職員

2 センター事務所に次の職員を置き、会長が任免する。

- (1) 所長
- (2) その他の職員

### (職員の職責)

第5条 事務局長は、会長の命を受けて事務局業務を掌理する。

2 所長は、会長の命を受けてセンター事務所業務を掌理する。

3 その他の職員は、上司の命を受け所定の業務に従事する。

### 第3章 事務処理

(決 裁)

第6条 本会における事案の決裁者は、会長とする。ただし、会長は別表により専務理事、事務局長及び所長が会長に代わり決裁できるものとする。

(代 決)

第7条 専務理事が出張又は休暇若しくはその他の事由により不在である場合は、事務局長及び所長がその事案を代決することができる。

(代決による処理)

第8条 事務局長及び所長は、代決する場合にはその旨を明記し、かつ必要に応じて速やかに専務理事の後閲を受け、その内容を報告しなければならない。

(特別事項に関する処置)

第9条 事務局長及び所長は、専決をする場合、事案の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その処理について、あらかじめ専務理事の指示を受けなければならない。

- (1) 異例に属するとき。
- (2) 疑義があるとき、又は紛議があり若しくはこれを生ずるおそれのあるとき。
- (3) 専務理事が特に指示した事項に係るものであるとき。
- (4) その他専務理事の指示を受ける必要があると認められるとき。

(公 印)

第10条 この規程による事務処理に使用する公印は次のとおりとする。

- (1) 代表理事印
- (2) 会長印
- (3) 専務理事印
- (4) 事務局長印
- (5) 所長印
- (6) 会印
- (7) 岡山県スポーツ少年団本部長印

(公印の使用)

第11条 公印を使用するときは、押印しようとする書類に、起案文書その他証拠書類を添え提示し、決裁者の承認を受けなければならない。

### 第4章 文書の保管

(文書の保存期間)

第12条 文書の保存類目及び保存期間は次のとおりとする。

- (1) 永年保存
  - ① 定款、設立許可書及び定款変更の認可書
  - ② 理事会及び評議員会に関する書類
  - ③ 登記に関する書類
  - ④ 予算及び決算に関する書類
  - ⑤ 財産に関する書類

- ⑥ 役員及び職員に関する書類
  - ⑦ 重要な契約に関する書類
  - (2) 10年保存
    - ① 会計諸帳簿及び書類
    - ② 重要な調査に関する書類
    - ③ 証明に関する書類
  - (3) 5年保存
    - ① 業務に関する書類
    - ② 文書收受発送に関する書類
  - (4) 1年保存
    - ① その他軽易な書類
- 2 文書の保存期間の起算日は、原則として文書処理が完結した翌年度の4月1日とする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 財団法人岡山県体育協会事務局規程及び財団法人岡山県体育協会玉野スポーツセンターに関する規程は平成21年3月31日をもって廃止する。
- 3 この規程は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 4 この規程は、平成26年3月27日から施行する。
- 5 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成31年4月1日から施行する。